

公益社団法人福岡県看護協会代議員選挙施行細則

目次

- 第1章 総則
- 第2章 日看協代議員等の選挙
- 第3章 本会代議員の選挙
- 第4章 雑則
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 本細則は、公益社団法人福岡県看護協会（以下、「本会」という。）が実施する公益社団法人日本看護協会（以下、「日看協」という。）代議員及び予備代議員（以下、日看協代議員と予備代議員を併せて「日看協代議員等」という。）の選挙及び本会の代議員（以下、「本会代議員」という。）の選挙に関し必要な事項を定める。

(選挙事務の管理)

第2条 本細則に定める選挙事務の管理は、選挙及び選挙管理委員会に関する規程（以下、「選挙規程」という。）第4条に定める選挙管理委員会及び選挙管理委員会事務局（以下、「事務局」という。）がこれを行う。

2 選挙管理委員の任務は、選挙規程第7条に定める。

第2章 日看協代議員等の選挙

(選挙公示)

第3条 日看協代議員等の選挙に関する公示は、選挙規程第8条第1項及び第3項に準ずる。

(選挙運動)

第4条 前条の選挙運動の期間は、候補者の公示の日から選挙日の前日までとする。

2 前項における理事会の選挙運動の禁止については、選挙規程第8条の4に準ずるものとする。

3 第1項における選挙運動の禁止事項は、選挙規程第8条の5に準ずるものとする。

(開票立会人)

第5条 日看協代議員等の選挙にかかる開票立会人は、正会員の中から予め1名以上選出するものとし、選挙規程第9条の2第1項に定める者が兼ねることができるものとする。

(選挙の実施)

第6条 日看協代議員等の選挙は、定款細則第30

条の2（無投票当選）の場合を除いて、定款細則第23条に基づき、本会の通常総会の時期に、選挙の投票所（以下、「選挙場」という。）に来場した正会員の投票によってこれを行う。

- 2 選挙場及び投票時間は、予め正会員に公表するものとする。
- 3 第1項の選挙は、代議員選任規程第7条第1項から第3項に基づいて算出された地区支部ごとの配分数を上回る候補者のいる地区支部の正会員によって、前項で定める選挙場において実施するものとし、それ以外の地区支部の候補者については無投票当選とする。

(投票形式)

第7条 投票は、投票用紙を用い、記号の使用及び無記名でこれを行う。

2 投票用紙には予め候補者の氏名を記載し、氏名ごとに指定の記号を付する空欄を設ける。ただし、再投票の必要が生じたとき、又はその他選挙管理委員会が特に必要と認めたときは、候補者の氏名を記入する方法によることができる。

(投票用紙の記載及び投函)

- 第8条 選挙管理委員は、選挙場において、第6条第2項の時間内において、同条第3項の定めにより、同条第1項の選挙を実施する地区支部所属の正会員に投票用紙を配付する。
- 2 開票立会人は、投票開始前に投票箱を点検し、不正がないこと確認し、投票に立ち会い、不正がないよう監視する。
 - 3 選挙場に来場した第1項の正会員は、定款細則第23条から第27条までの定めにより、候補者の中から日看協代議員等を選び、それぞれの改選定数ごとに指定の記号をつけ、これを投票箱に投函しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、前条第2項ただし書きの場合には、「指定の記号をつけ」とあるのを、「候補者の氏名を記載して」と読み替えるものとする。
 - 5 選挙管理委員は、投票時間の終了と同時に、その場で投票箱を封印し、所定の場所に保管するものとする。

(開票場)

第9条 開票場は、選挙規程第10条第1項第5号に定める役員等の選挙の開票場と兼ねることができる。

(選挙規程の準用)

第10条 選挙の成立、無効投票、無効投票がある場合の他の投票の効力に関することは、選挙規程第14条から第16条を準用する。

2 選挙規程第15条第1項第2号及び第3号においては、第7条第2項ただし書きの場合には、「記号」を「候補者の氏名」と読み替えるものとする。

(当選人の決定)

第11条 選挙管理委員長は、議長の求めに応じて総会の出席正会員に日看協代議員等の開票結果を報告し、当選人を決定する。

2 日看協代議員等の当選人の決定は、次の各号によりこれを行う。

(1) 有効投票の最多数を得た者から順次改選定数までの者を当選人とする。

(2) 得票同数者の中から当選人を決定する場合は、選挙管理委員長が抽選で決める。

3 開票結果は、遅滞なくホームページにより公表する。

(選挙録の作成)

第12条 選挙管理委員会は、当該選挙の経過を記録した選挙録を作成し、会長に提出する。

2 前項の選挙録は、当該選挙を担当した選挙管理委員並びに第5条に定める開票立会人の署名又は記名押印によるものとする。

第3章 本会代議員の選挙

(選挙の方法)

第13条 本会代議員の選挙は、定款細則第42条第3項に定める郵便投票によりこれを行う。

(選挙の時期及び公示)

第14条 本会代議員の選挙の時期は、定款細則第39条に基づき、選挙管理委員長がこれを定め、公示する。

2 定款細則第39条第1項第4号の期間は、概ね1か月程度とする。

3 前項にかかわらず、臨時の補欠選挙を行うときはこの限りではない。

(選挙管理委員会による選挙人名簿の訂正)

第15条 選挙管理委員会は、定款細則第43条第1項に定める選挙人名簿に脱漏又は誤記があると認めるときはこれを訂正し、その旨を必要な範囲において関係者に通知する。

2 定款細則第43条第1項に定める日までに、正会員の情報に変更の事実があっても、定款細則第

5条に定める届け出が本会に到着していないときは、選挙人名簿は訂正しない。

(投票用紙等の郵送)

第16条 選挙管理委員会は、投票が行われる場合限り、投票開始日の前日までに投票用紙及び専用封筒を選挙人に郵送する。

2 個人会員には、選挙人名簿に登録のある居住地に郵送する。

3 施設会員には、当該施設に所属する選挙人すべての分をとりまとめてその施設会員代表者に郵送する。その送付先は当該施設の所在地とする。

4 施設会員代表者は、選挙人名簿に登録された施設会員に投票用紙と専用封筒を配付しなければならない。

(投票の方法)

第17条 投票は無記名とし、投票用紙に記載された候補者の中から、投票する候補者について○印を付ける方式で行う。

2 前項の投票については、投票用紙に記載のある各選挙区の改選定数まで○印を付ける方法で投票する。

3 投票の方法は、次のとおりとする。

(1) 個人会員は、専用封筒に投票用紙を封緘し、これを事務局に郵送する。

(2) 施設会員は、投票用紙を専用封筒に封緘し、施設会員代表者に提出する。施設会員代表者は専用封筒を取りまとめて、これを事務局に郵送する。

4 前項の郵便による投票は、選挙管理委員会が指定する投票開始日から投票終了日までの間に行い、終了日の消印を有効とする。

5 選挙人は、投票用紙を複写してはならない。複写した投票用紙は無効とする。

6 選挙人は、専用封筒に投票用紙以外のものを封入してはならない。

7 専用封筒は、投票締切日が経過するまで開封してはならない。

(選挙の成立)

第18条 期日までに到着した投票用紙のうち、半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(無効投票)

第19条 次の投票は無効とする。

(1) 「公益社団法人福岡県看護協会印」の捺印がある所定の投票用紙以外の用紙を使用したもの(複写したものを含む)

- (2) 指定外の記号を記載したもの
- (3) 投票用紙に記載のある当該選挙区の改選定数を
超える○印を記載したもの
- 2 前項第2号は、指定の記号で記載したものにつ
いては有効とする。

(開票)

- 第20条 選挙管理委員長は、選挙管理委員の中から
開票作業に携わる委員を1名以上指名する。
- 2 開票作業は、前項において指名された委員の指
揮の下、事務局が選挙区ごとにこれを行う。
 - 3 開票日は、選挙区ごとに異なる日とすることが
できる。
 - 4 開票作業は、次の手順によりこれを行う。
 - (1) 該当選挙区の選挙人名簿の人数及び投票総数の
確認
 - (2) 前条第1項に定める無効投票と有効投票の分類
 - (3) 前号のうち、前条第2項に該当する投票用紙の
分類
 - (4) 候補者ごとの○印の集計
 - (5) 得票数の多い順に記載した名簿の作成
 - 5 前項第5号において、同じ得票数の候補者があ
るときは、五十音順で掲載するものとする。

(開票立会人)

- 第21条 選挙管理委員会は、本会代議員選挙を行う
選挙区の地区支部役員から1名、開票立会人を選
出する。開票立会人は、開票日に立会し開票に不
正がないよう監視する。
- 2 前項にかかわらず、地区支部役員から開票立会
人を選出できないときは、地区支部長の推薦する
当該選挙区の正会員1名を開票立会人にすること
ができる。
 - 3 開票立会人は、選挙管理委員及び当該選挙の候
補者であってはならない。

(当選人の決定)

- 第22条 選挙管理委員は、次により当選人を決定す
る。
- (1) 候補者のうち、最多数の得票を得た者から順に
改選定数までの者を当選人とする。
 - (2) 得票同数者から当選人を決定するときは、選挙
管理委員長から指名を受けた選挙管理委員が抽
選でこれを決める。
 - (3) 当選後30日以内までの間に、死亡、退会若し
くは正当な事由により辞退する者がある場合に
備え、得票数順に次点者を選定するものとし、
この場合には次点者を繰り上げ当選とすること
ができるものとする。

- 2 選挙の結果は、遅滞なくホームページで発表す
る。
- 3 前項の後、当選人には当選決定通知を郵送し、
次点者にはその旨を通知する。
- 4 当選人決定後の投票用紙は、開票日から2年間
これを保存する。

(選挙録の作成)

- 第23条 選挙管理委員会は、選挙の経過を記録した
選挙録を作成し、会長に提出する。
- 2 前項の選挙録への署名は、当該選挙を管理した
選挙管理委員及び開票立会人の署名又は記名押印
によるものとする。

(当選の無効)

- 第24条 当選人が選任されるまでの間に被選挙人が
その資格を欠いたときは当選を無効とし、代議員
にあつては、第22条第1項第3号における次点が
いるときは次点をもって当選人に当て、ホームペ
ージにおいてこれを公表する。

(異議の申し立て)

- 第25条 正会員は、本会代議員選挙に関して異議申
し立てを行うことができる。
- 2 異議申し立ては、選挙結果の発表より5日以内
とする。
 - 3 異議申し立ては、選挙管理委員会に対し、文書
によって提起しなければならない。
 - 4 裁定は、受理した日から30日以内に行わなけ
ればならない。
 - 5 選挙管理委員長は、前項の結果を会長に報告す
るものとする。

(補欠選挙)

- 第26条 本会代議員の補欠選挙は、特段の事情がな
い限り、本会代議員選挙と同時にこれを行い、候
補者が欠員数と同数又はそれを下回るときは、定
款細則第41条各項に準じ、無投票当選とするこ
とができる。
- 2 前項において、候補者が欠員数を上回るとき
は、本細則に定める郵便投票に準じてこれを選挙
する。
 - 3 前2項によって補充される代議員の任期は、当
選日の翌日から前任者の任期終了までとする。

(臨時の補欠選挙)

- 第27条 前条第1項にかかわらず、本会代議員の定
数(180名)を下回るときは、選挙管理委員会
は速やかに臨時の補欠選挙の実施について、ホー

ムページに公示しなければならない。

- 2 前項においては、代議員選任規程第2章各条の定めに基づいて候補者の推薦又は立候補を行う。ただし、選挙公示の期間は10日以内に短縮することができるものとする。
- 3 前項にかかわらず、次の各号に定める特段の事由があるときは、立候補の期間を5日以内に短縮することができるものとする。
 - (1) 総会まで60日未満のとき
 - (2) 大規模災害等の危機的状況下で、郵便投票による選挙の実施が困難なとき
- 4 臨時の補欠選挙の実施にあたっては、本細則に定める郵便投票に基づいてこれを行う。
- 5 前項において、候補者が欠員数と同数又はそれを下回るときは、第26条第1項に基づき、無投票当選とする。
- 6 第1項の選挙によって補充される代議員の任期は、当選日の翌日から前任者の任期終了までとする。

第4章 雑則

(補則)

第28条 本細則に定めのない事項は、選挙管理委員会の決議による。

- 2 前項の決議は書面によることができる。

(改廃)

第29条 本細則の改廃は、選挙管理委員会の決議により行い、その結果を理事会に報告するものとする。

- 2 細則の改廃が法定若しくは定款その他諸規程に抵触する場合又はそのおそれがある場合、理事会は選挙管理委員会に対し、当該事項を示した上で、細則の改廃について再審議を求めることができる。この場合、選挙管理委員会は、再審議した上、再審議の結果を理事会に報告するものとする。

附則

- 1 本細則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、最初の本会代議員選挙を行う年に開催される通常総会の日の翌日から施行する。
 - 一 本会代議員の選挙に関する事項（第3章各条）
 - 二 本細則の改廃に関する事項（第29条各項）